# 第 1 章

# 計画の趣旨

1	策定にあたって	2
2	本県の医療費を取り巻く現状	3
3	基本理念(めざす姿)	4
4	目標	4
5	取組(施策)	4
6	医療費適正化の効果	5
7	主な取組	6

# 策定にあたって

# (1) 計画策定の趣旨

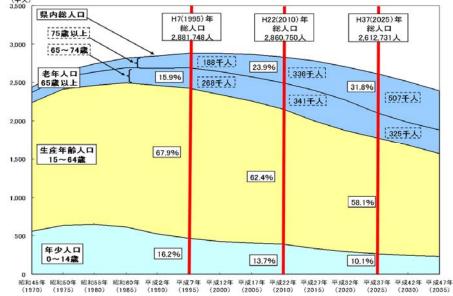
- 我が国は、世界にも類のない急速な高齢化の進行、国民生活や意識の変化など、医療を取り 巻く環境は、大きく変容してきており、国民皆保険を堅持し、また、現在の保健医療水準を維 持していくためには、 医療費が過度に増大しないようにするとともに、 良質かつ適切な医療を 効率的に提供する体制の確保を図る必要があります。
- 本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」第9条の規定に基 づき, 県民の生活の質の維持・向上のための適正な医療と持続可能な医療保険制度の確保を, 総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。また、本計画の計画期間は、平成25(2013) 年度を初年度とし、平成29(2017)年度を目標年度とする5年間とします。

# (2) 計画策定の背景

# 1 広島県の高齢化の動向

- 本県の総人口は, 平成 7 (1995) 年をピークとして減 少が続いており、平成 47 (2035) 年には 250 万人を下 回ると予測されています。
- その一方で, 65 歳以上の総 人口に占める割合は, 平成17 (2005)年に20%を超え、平 成 22 (2010) 年には 23.9%と なり、今後も増加し続け、平 成 37 (2025) 年には高齢化率 が31.8%と、3人に1人が65 歳以上であると予測されてい ます。

県内総人口 H7(1995)年 H22(2010)年 75歳以上

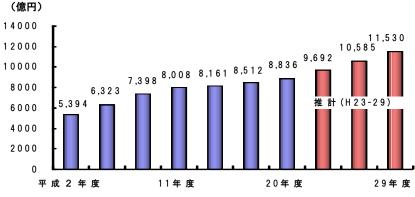


図表 1-1 広島県の高齢化の推移と将来推計

# 2 広島県の医療費の動向

- 高齢化の進行等に伴って本 県の医療費も増加しており, 平成 20 (2008) 年度で 8.836 億円となっています。
- 本県の医療費は、今後もこ のまま増加が続いた場合, 平 成 29 (2017) 年度には 1 兆 1,530 億円まで達することが 見込まれています。

図表 1-2 広島県の医療費の推移と将来推計



出典:「国民医療費」(厚生労働省)

### 本県の医療費を取り巻く現状 2

### (1) 1人当たり医療費からみた特徴

- 本県の平成 22 (2010) 年度における1人当たり医療費は、市町国民健康保険(以下「市町国 保」)が360千円で全国第3位、後期高齢者医療費(以下「後期」)が1,046千円で全国第5位と、 全国的に見て高い水準となっています。
- 1人当たり医療費は,入 院医療費が市町国保は全 国第18位、後期は全国第 14 位と全国平均よりやや 高い水準となっています が,入院外医療費は,市町 国保が全国第1位,後期が 全国第2位と非常に高い 水準にあります。
- 本県の入院外医療費を 医療費諸率でみると,市町 国保,後期とも受診率とレ

広島県の市町国民健康保険及び後期高齢者医療費の状況(平成 22 年度)										
	入 院			入院外						
		広島県	順位	全国	広島県	順位	全国			
①1 人当たり医療費	国保	128,895 円	18 位	107,362 円	132,804 円	1位	107,825 円			
() 人当にり医療員	後期	480,489 円	14 位	426,701 円	325,908 円	2 位	267,814 円			
②受診率	国保	26.777	19 位	22.162	898.224	2位	788.733			
(2)文形平	後期	101.11	12 位	88.16	1,695.47	5 位	1,582.22			
③1件当たり	国保	481,367 円	18 位	484,433 円	14,785 円	9 位	13,671 円			
医療費	後期	475,203 円	24 位	483,991 円	19,222 円	6 位	16,927 円			
④1件当たり	国保	17.17 日	22 位	16.45 日	1.96 日	2 位	1.74 日			
診療実日数	後期	19.00 日	15 位	18.60 日	2.60 日	1位	2.11 日			
⑤1日当たり	国保	28,039 円	24 位	29,450 円	7,540 円	40 位	7,839 円			
費用	後期	25,007円	30 位	26,027 円	7,399 円	39 位	8,009円			

出典:「平成23年度版 国民健康保険の実態」(国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会) 「平成22年度後期高齢者医療事業状況報告」(厚生労働省)

セプト1件当たり診療実日数が、全国水準に比べて非常に高い状況となっています。

### (2) 医療費の構成からみた特徴

### 1 疾病分類別にみた医療費の特徴

○ 本県の医療費(市町国保、後期、全国健康保険協会の3保険者計。以下「3保険者計」) につ いて,医療費占有率の高い疾病を見ると,「悪性新生物」が 10.9%で最も大きく, 続いて「高血 圧性疾患」,「腎不全」,「糖尿病」及び「脳梗塞」といった生活習慣病が上位を占めています。

生活習慣病に係る医療費の割合

その他の

悪性新生

活習慣病

30.1%

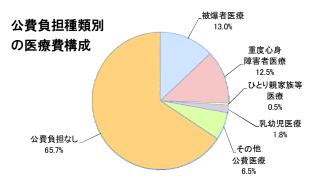
- 悪性新生物を含めた生活 習慣病に起因する疾病は, 医療費全体の40%を超え、 また、1件当たりの医療費 が高額であるなど, 医療費 全体に大きな影響を与える とともにその影響は高齢に なるほど顕著になっていく 傾向にあります。
- 本県の医療費の適正化を 推進していくためには、生 活習慣病に起因する疾病に 対する取組が不可欠となります。

### 59.0% 脳梗塞 腎不全 18.9% 糖尿病 悪性新生 10.9% 出典:「平成23年度版 広島県医療費等分析事業報告書」(広島県)

(平成22年5月診療分の3保険者計)

# 2 公費負担医療費の特徴

○ 本県の公費負担医療費は、 医療費(3保険者計)の 34.3%を占めており、その うち被爆者医療費が13% を占めています。



出典:「平成23年度版 広島県医療費等分析 事業報告書」(広島県) (平成22年5月診療 分の3保険者計)

くも膜下出血 動脈硬化(症)

脳動脈硬化

(症) 0.1%

高血圧性疾患

25.4%

脳内出血

その他の内分

泌, 栄養 8.5%

虚血性心疾患

# 3 基本理念(めざす姿)

すべての県民が、自ら健康増進を 図るとともに、県内どこでも安心 して、良質かつ適正な医療を受け られる体制の構築を目指します。

○ 第2期広島県医療費適正化計画の基本理念の達成に向け,「**県民の健康づくりに向けた取組**」,「**効率的な保健医療福祉提供体制の推進**」,「**適正受診の推進**」を取組方針の3本柱として目標及び施策を設定します。

### 〈取組方針〉

### 1 県民の健康づくりに向けた取組

○ メディカルケアからヘルスケアへの転換を図り,特定健康診査,がん検診の受診率の向上などによる病気の早期発見・早期治療,糖尿病の重症化予防の推進等による生活習慣病対策を充実させます。

# 2 効率的な保健医療福祉提供体制の推進

○ 在宅医療の推進,介護提供体制の整備などを通じた地域包括ケアの充実や地域での医療連携体制の推進により,「入院」から「在宅」へ,「医療」から「介護」への移行を進めます。

# 3 適正受診の推進

○ 後発医薬品の使用促進を図るとともに,重複・頻回受 診者に対する保健指導の充実などにより,適正受診を進 めます。

そのために必要な,医療・介護・健診等の情報分析を 行い,保健指導などの施策に活用します。

### 〈今回の計画の特徴〉

# 1 県民の健康づくり

○ 医療費適正化を実現するためには、県民自らが健康増進を図るよう行動することが非常に大切となるため、今回の計画では、取組方針の3本柱のなかでも、県民の健康づくりに向けた取組を特に重視しています。

# 2 県の役割の発揮

○ 県としても,医療費適正化に向けた取組を推進するため,医療保険者,医療機関等の関係者と連携・協力するとともに,積極的に助言,政策誘導を行います。

# 4 目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの取組方針を定めるとともに、特定健康診査・特定保健指導の実施率、胃・肺・大腸・子宮・乳がんの各がん検診の受診率について、計画期間中(平成25年度~29年度)に達成すべき数値目標を定め、施策を実施します。

また,施策の実施に当たっては,医療保険者,医療機関等の関係者と連携・協力して,総合的に推進します。

数値目標								
項目	現状	目標						
特定健康診査の受診率	【H22】 37. 3%	65%以上	平成29年度において40歳から74歳までの対象者の65% 以上が特定健康診査を実施することとする。					
特定保健指導の実施率	【H22】 17. 1%	45%以上	平成29年度において当該年度における特定保健指導が必要とされた対象者の45%以上が特定保健指導を受けるものとする。					
がん検診の受診率 (胃・肺・大腸・子宮・乳がん)	【H22】 32.6%(胃)等	50%以上	40歳(子宮がんは20歳)から69歳までの対象者の50%以 上ががん検診を受診する。					
市町がん検診受診者数(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)	【H22】 45千人(胃)等	3~10割増	40歳(子宮がんは20歳)から69歳までの受診者数を現状から3~10割増やす。【胃6割,肺・大腸10割,子宮3割,乳4割】					

# 5 取組(施策)

### 1 県民の健康づくりに向けた取組

### 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施

☆特定健康診査・特定保健指導を受け易い体制づくりを進め、県民が健診等を受診するよう促します。

### 生活習慣病等対策の推進

☆がん,糖尿病,虚血性心疾患,脳血管 疾患等の予防と早期発見・早期治療に 取り組みます。

### 健康増進施策の推進

☆健康づくりの推進のため、関係機関との 連携体制を構築し、県民への普及啓発 を図ります。

### 〇特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上

- 〇保健事業の人材育成
- 〇事業評価に対する支援
- 〇特定健康診査・特定保健指導の実施体制の整備

### 〇がんの予防と早期発見・早期治療

○糖尿病,虚血性心疾患,脳血管疾患等の予防と早期発見・早期治療 ○ウイルス性肝炎の予防と治療

Oたばこ対策

〇歯と口腔の健康づくり

### ○健康づくりに係る県民運動の展開

- 〇市町健康増進事業への支援
- 〇地域保健と職域保健の連携の推進
- 〇保険者との連携体制の推進
- 〇元気で活躍するプラチナ世代づくり

### 2 効率的な保健医療福祉提供体制の推進

### 医療機関の機能分化・連携体制の構築

☆効率的な医療提供のため、地域の医療 機関の機能分担を図るとともに、相互 の連携を推進します。

☆地域包括ケアの充実を図り、地域の実

情に応じた在宅医療・介護体制の整備

### 〇地域連携体制の普及促進

「がん」,「脳卒中」,「急性心筋梗塞」,「糖尿病」,「精神疾患」

- 〇適切な救急医療の確保
- 〇療養病床転換への支援措置
- 〇診療情報等の共有

### ○地域包括ケア体制の構築

- 〇在宅医療・介護提供体制の充実
- 〇認知症対策の強化
- O新たな地域福祉の推進体制づくり
- 〇終末期医療体制の構築

### を進めます。 3 適正受診の推進

地域包括ケアの推進

☆後発医薬品の使用促進による普及や 重複・頻回受診者に対する保健指導の 充実,医療情報等を活用した地域分 析,保健事業等を実施します。

### 〇後発医薬品の使用促進

- ○重複・頻回診者に対する保健指導の推進
- 〇レセプト点検の充実
- 〇医療情報の有効活用の促進

# 6 医療費適正化の効果

# 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上

【成果指標】 メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群の減少率

25%以上

メタボの該当者等が減少し、生活 習慣病の発症率の低下により医療 費が減少する効果を推計

### 生活習慣病対策等効果額 ※

87億円

+

在宅医療・介護提供体制の充実等 により、平均在院日数を短縮した 場合の効果を推計

医療の効率的な提供の推進等効果額 ※

72億円

Ш

### 医療費適正化の効果額の合計額 ※

159億円

※ 国の「将来推計ツール」を用いて算出。

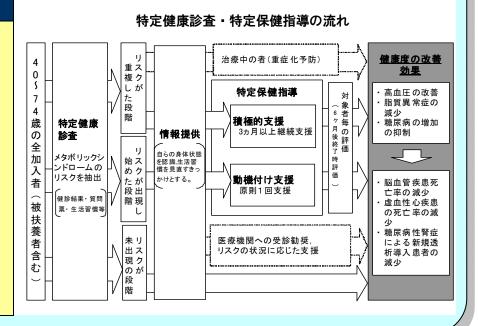
# 7 主な取組

# (1) 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施

○ 特定健康診査・特定保健指導を効果的に実施するための体制を整備するとともに, 実施率の向上を目指します。

### 取 組

- ☆特定健康診査の受診率向上
- ☆特定保健指導の実施率向上
- ☆保健事業の人材育成
- ☆特定健診等の事業評価支援
  - ・事業評価に係る研修実施
- ☆特定健診等の実施体制支援
  - ・関係機関との連携強化



# (2) がんの予防と早期発見・早期治療

○ がんの予防を図るため、健康的な生活習慣に関する普及啓発を推進するとともに、がん 検診の受診率や検診精度を高めるなど、がんを早期に発見し、治療につなげる施策に取り 組みます。

### 取 組

- ☆たばこ対策
- ☆生活習慣の改善
- ☆感染症対策
- ☆がん検診の受診率の向上
- ☆がん検診の精度向上
  - ・事業評価と市町への助言
- ☆がんの早期治療
  - ・がん医療ネットワークの充実強化

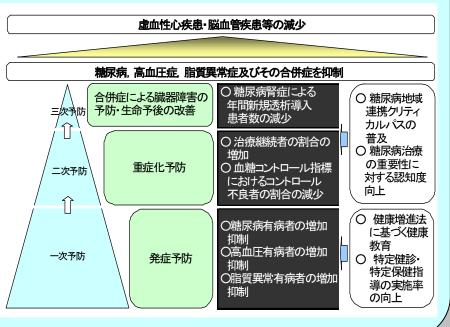
### 県民の意識段階に応じたがん検診受診率向上の取組 《関心期》 《準備期》 《無関心期》 がん・がん検診に 知識を得ることで自 検診場所を探した 関する知識が無 分のこととして捉え り、具体的な準備を 検 く,無関心 始めた状態 始めた状態 診 「健康だから必要 を 「そのうち受けるつ 「近くの病院で受け ない」 受 もり」「自分の場合、□ たい」「一度に検査を 🗋 「自分に関係ない 診 どこでどうやって受 済ませたい」「都合の かどうか自体わか けるのかわからない」 良い日に受けたい」 らない」 普及啓発の推進 個別受診勧奨の推進 受診しやすい環境づくり

# (3) 糖尿病, 虚血性心疾患, 脳血管疾患等の予防と早期発見・早期治療

○ 糖尿病,虚血性心疾患,脳血管疾患等などの生活習慣病の予防とともに,早期治療や重症 化予防のための医療機関や医療保険者の取組を支援します。

### 取 組

- ☆特定健診等の必要性に係る 意識啓発
- ☆糖尿病教室等の健康教室と特定健診との連携
- ☆患者の病気の重症化予防や 行動変容を図る医療保険者 の取組を支援



# (4) 地域包括ケア体制の構築

○ 地域包括ケア体制を構築し、日常生活圏域における医療・介護の連携の中心的役割を担う 医師等の育成や、市町の実情に応じた取組の支援を行います。

### 取 組

☆広島県地域包括ケア推進セン

ターの運営等

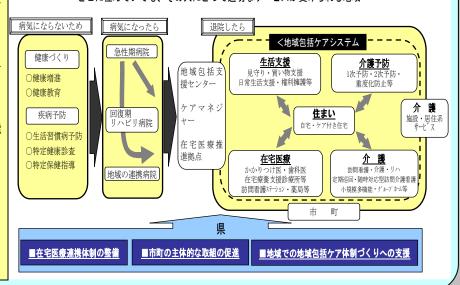
☆医療と介護の連携によるチー

ムケア体制の整備

☆地域包括支援センターの機能 強化

### 地域包括ケアの推進

~どこに住んでいても、その人にとって適切なサービスが受けられる地域へ~



# (5) 在宅医療・介護提供体制の充実

○ 住み慣れた家庭や地域で在宅生活を送れるよう、地域の実情に応じた在宅医療・介護体制 を整備し、充実させます。

### 取 組

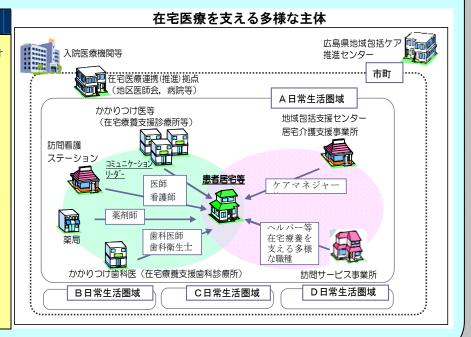
☆円滑な在宅療養移行に向け た退院支援の実施

☆在宅医療に関する情報提供

☆日常の療養支援体制の確保

☆在宅医療の人材育成

☆介護サービス基盤の整備



# (6) 医療情報の有効活用の促進

○ 医療・介護・健診・保健指導等の情報分析を行い、施策を実施するにあたり有効活用します。

### 取 組

☆医療・介護・健診等の情報に ついて、相互に関連した分析 や疾病構造の経年変化、地域 特性の分析等

☆医療情報が保健事業等に有効に活用されるよう医療保険者へ助言・支援

